

組合員加入・増資運動 のご案内

2025
6月1日
～
10月31日

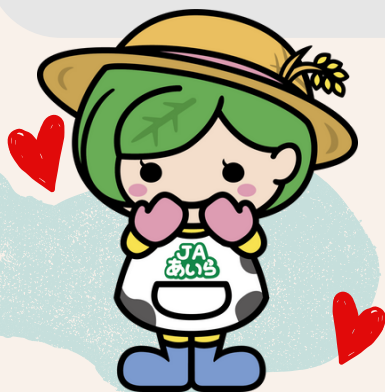


地域農業の主役は 正組合員

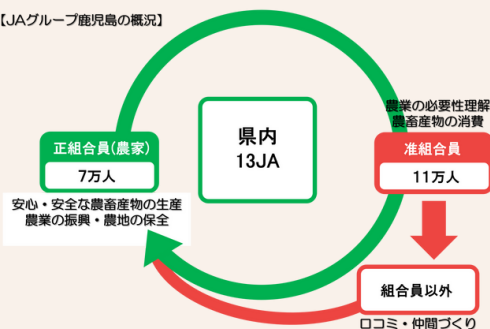
JAあいら管内は、標高差により地勢・気候ともバラエティに富んでおり、多彩な農産物が生産されています。地域農業の主役である正組合員は、地域農業の将来像を見据えながら、ふるさとの美しい景観を守り、食の安心・安全を皆様に提供しています。

農業と地域を支える 准組合員

JAが取り組む様々な事業や活動に参加することで、地域農業や暮らしを支えるパートナーの役割を担います。地域における農業・農村の役割を理解し、正組合員がはぐくむ農畜産物を積極的に消費する、そのことを地域の方々に広げ、仲間づくりをすることで、ふるさとの農業や豊かな食を守ることに繋がります。



【JAグループ鹿児島の概況】



10,000口(1,000万円)まで
出資できます。

過去の
出資配当率
実績

配当実施年	配当率
R7	1.40%
R6	1.30%
R5	1.30%

組合員の方へ うれしい特典

- ・県下統一総合ポイントカード（JADDOカード）の加算ポイントが割り増しされます
- ・厚生連（人間ドック等）で利用割引を受けることができます

※ 組合員特典は一例です。

詳しくは JAあいらHP へ



期間中の特典

出資・増資により加算されるポイントの**上限アップ**
通常時の加算上限**5,000ポイント**

通常の**2倍**

期間中の加算上限10,000ポイント

※新規加入出資10万円以上又は増資50万円以上で、加算上限となる10,000ポイントが翌月中旬以降に加算されます。

JADDOカードメリット

この1枚で
JAグループ鹿児島の施設・店舗
のどこでも使える！
JAグループ鹿児島 総合ポイントカード



入会金・年会費 **無料**



JA・Aコープ

- ★新規加入出資1,000円につき100ポイント加算されます
- ★増資1,000円につき20ポイント加算されます
- ★JA事業・Aコープのご利用でポイント加算されます

JADDO優待施設

★JADDOカードの提示によりお
得な特典を受けることのできる優
待施設が管内に31店舗ござい
ますのでご利用下さい

※ポイントは付与されません
詳しくはこちらから→

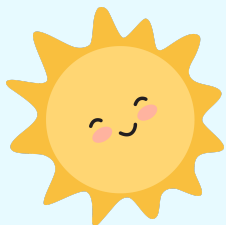


※組合員加入・増資については、譲渡によるもの、死亡相続によるもの、脱退後の再加入によるもの等は、ポイント付与対象外となります。

※年度内の上記期間外で既に5,000ポイント加算されている場合は、期間中は5,000ポイントが上限となります。

※JADDOカードはJAの購買窓口やAコープ等をはじめとするJAグループ鹿児島の施設・店舗で使えるお得で便利なポイントカードです。

ただし、一部ご利用できない事業があります。



組合員Q&A



Q1. 組合員資格とは

(農業をしていなくても組合員になれるの?)

組合員とは、JAが行う事業活動に賛同し、自ら出資して利用・運営するメンバーのことで、農業を営んでいない方でも組合員になることができます。組合員として出資することで、JAあいら管内の農業を支え、地域農業の発展や食の安全、環境保全に貢献することができます。JAの組合員資格には**正組合員**と**准組合員**があります。

正組合員・・・5アール以上の土地を耕している方もしくは年間60日以上農業に従事されている個人、または農業経営を行う法人で、その農地やお住まい(事業所等)が当JA管内にある方。

准組合員・・・当JA管内にお住まいの方で、今後、当JAの各事業を継続してご利用いただける方。

※地区外にお住まいの方でも一定条件を満たすことでご加入いただけます。詳しくは最寄りのJA窓口へお問い合わせください。



Q2. 組合員に加入するには

下記をご用意の上、各支店・支所窓口へお申し込みください。

◎手続きに必要なもの◎

1. 身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)
2. 印鑑(認印可)
3. 出資金(1口1,000円で10口以上の出資をお願いしています)

Q3. 出資金を増やしたい

いつでも**増資**できます。ただし、増資後の総額で10,000口(1,000万円)が限度となります。

◎手続きに必要なもの◎

1. 身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)
2. 印鑑(認印可)



Q4. 住所・氏名に変更があった場合

組合員の皆様の住所・氏名等に変更または組合員資格(離農等)に変更があった場合は、変更手続きが必要となりますので、お近くのJA窓口にご相談の上お手続きをお願いいたします。なお、組合員の方がお亡くなりになった場合は、相続手続きが必要となります。

Q5. JAの役割とは

農業の生産力を高める営農指導に加え、残留農薬検査等、生産された農産物の「安心・安全」を担保する機能を果たしています。また、新鮮な農畜産物を地域と共有する地産地消運動、高齢化が進む中山間地域などで、日常の買い物等に不自由する組合員・地域住民の方を支援する移動販売車等の運行など、地域のコミュニティに欠かせない取り組みも展開しています。JAは協同組合として「かけがえのない農業を守り、はぐくみ、農業や食の大切さを一人でも多くの人に知ってもらうこと、そして、安心して暮らせる住みよい地域社会をつくること」を役割としています。

詳しくは近くのJAあいら窓口までお問い合わせ下さい

○本所 経営企画部 ☎ 55-7303

○加治木支所 ☎ 63-1133

○始良支店 ☎ 65-3131

○蒲生支所 ☎ 52-1135

○溝辺支店 ☎ 59-2211

○横川支所 ☎ 72-0311

○栗野支所 ☎ 74-3151

○吉松支所 ☎ 75-2121

○牧園支所 ☎ 76-1121

○隼人支所 ☎ 42-1121

○霧島支所 ☎ 57-1211

○国分支店 ☎ 45-1033

○福山支所 ☎ 56-2201

JAあいらとお友達に



JAあいらHP



LINE



facebook

